

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

◎ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号） 抄

（定義等）

第二条 この法律で「農林物資」とは、次の各号に掲げる物資をいう。ただし、酒類並びに薬事法（昭和三十五年法律第一百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品を除く。

一 飲食料品及び油脂

二 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資（前号に掲げるものを除く。）であつて、政令で定めるもの

25 （略）

（製造業者等が守るべき表示の基準）

第十九条の八 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、農林水産省令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者又は販売業者が遵守すべき事項

2 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めることができる。

3 農林水産大臣は、飲食料品以外の農林物資（生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるもののうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、その指定のあつた後速やかに、その品質に関する表示について、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。

46 （略）

（表示に関する指示等）

第十九条の九 農林水産大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、前条第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3・4 (略)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定に違反した者

二 第十五条第四項又は第五項の規定に違反した者

三 第十八条第一項又は第三項の規定に違反した者

四 第十九条の規定に違反した者

五 本邦において第十九条の五第二項において準用する第十五条第四項又は第五項の規定に違反した認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者

六 第十九条の七の規定に違反した者

七 第十九条の七の二の規定に違反した者

第二十四条の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録格付機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の規定に違反したとき。

二 第十八条第二項の規定に違反したとき。

第二十四条の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の五第一項又は第十七条の九第一項の規定に違反した者

二 第十九条の二の規定による格付の表示の除去又は抹消の命令に違反した者

三 第十九条の九第四項の規定による命令に違反した者

四 第十九条の十一の規定による処分違反した者

五 第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第二十条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四条の四 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録格付機関又は登録認定機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第六項（第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十七条の五第二項又は第十七条の九第二項の規定に違反したとき。

三 第十七条の三（第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十五条 (略)

2 人格のない社団又は財団については、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。